

**平成 29 年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画）
新旧対照表（案）**

平成 29 年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																
3	3	第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第4節 災害の想定 2 原子力災害 (略) なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。 <table><tr><th>原子力発電所 又は原子炉施設名</th><th>事業者名</th><th>所在地</th><th>摘要</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>高速増殖炉研究開発 センター(もんじゅ)</td><td>国立研究開 発法人日本</td><td>福井県敦賀市 白木</td><td>F B R : 1 基</td></tr><tr><td>原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげ ん)</td><td>原子力研究 開発機構</td><td>福井県敦賀市 明神町</td><td>A T R : 1 基^{※4}</td></tr></table> ※1～2 : (略) ※3 : (略) (追加) ※4 : (略) ※5 : (略)	原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要	(略)	(略)	(略)	(略)	高速増殖炉研究開発 センター(もんじゅ)	国立研究開 発法人日本	福井県敦賀市 白木	F B R : 1 基	原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげ ん)	原子力研究 開発機構	福井県敦賀市 明神町	A T R : 1 基 ^{※4}	第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第4節 災害の想定 2 原子力災害 (略) なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。 <table><tr><th>原子力発電所 又は原子炉施設名</th><th>事業者名</th><th>所在地</th><th>摘要</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>高速増殖炉研究開発 センター(もんじゅ)</td><td>国立研究開 発法人日本</td><td>福井県敦賀市 白木</td><td>F B R : 1 基^{※4}</td></tr><tr><td>原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげ ん)</td><td>原子力研究 開発機構</td><td>福井県敦賀市 明神町</td><td>A T R : 1 基^{※5}</td></tr></table> ※1～2 : (略) ※3 : (略) ※4 : 高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)は、平成 28年原子力関係閣僚会議決定に基づき、今後、廃止 措置に向けた取組を実施 ※5 : (略) ※6 : (略)	原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要	(略)	(略)	(略)	(略)	高速増殖炉研究開発 センター(もんじゅ)	国立研究開 発法人日本	福井県敦賀市 白木	F B R : 1 基 ^{※4}	原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげ ん)	原子力研究 開発機構	福井県敦賀市 明神町	A T R : 1 基 ^{※5}	平成28年12月21 日に開催された 原子力関係閣僚 会議において、 「もんじゅ」の廃 止が決定された ため
原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
高速増殖炉研究開発 センター(もんじゅ)	国立研究開 発法人日本	福井県敦賀市 白木	F B R : 1 基																																	
原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげ ん)	原子力研究 開発機構	福井県敦賀市 明神町	A T R : 1 基 ^{※4}																																	
原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
高速増殖炉研究開発 センター(もんじゅ)	国立研究開 発法人日本	福井県敦賀市 白木	F B R : 1 基 ^{※4}																																	
原子炉廃止措置研究 開発センター(ふげ ん)	原子力研究 開発機構	福井県敦賀市 明神町	A T R : 1 基 ^{※5}																																	
8	3	第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 自衛隊 原子力災害派遣要請者(原子力災害対策本部長)又は災害 派遣要請者(県知事、第四管区海上保安本部長)からの要請 に基づき、部隊等を派遣する。 また、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要 請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく救援活動 を実施する。 (略)	第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 自衛隊 災害派遣要請者(県知事、第四管区海上保安本部長)から の要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が 突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがない ときは、要請を待つことなく救援活動を実施する。 (略)	県計画との整合 を図るため																																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考								
10	8	第2編 災害予防計画 第1章 放射性物質災害予防対策 第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く <u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）</u> 等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。	第2編 災害予防計画 第1章 放射性物質災害予防対策 第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く <u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u> 等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるものとする。	名称の変更								
12	7	第2章 原子力災害予防対策 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>県</td><td>第1節1～第12節（略） 第13節（略） <u>（追加）</u></td></tr></table>	機関名	主な措置	県	第1節1～第12節（略） 第13節（略） <u>（追加）</u>	第2章 原子力災害予防対策 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>県</td><td>第1節1～第12節（略） 第13節（略） <u>第14節 県外からの避難者の受入れに関する事前調整</u></td></tr></table>	機関名	主な措置	県	第1節1～第12節（略） 第13節（略） <u>第14節 県外からの避難者の受入れに関する事前調整</u>	表記の整理
機関名	主な措置											
県	第1節1～第12節（略） 第13節（略） <u>（追加）</u>											
機関名	主な措置											
県	第1節1～第12節（略） 第13節（略） <u>第14節 県外からの避難者の受入れに関する事前調整</u>											
13	21	第5節 避難所等の確保 1 指定避難所 市は、災害時の避難所として、各小学校、旧小学校施設及び中部大学を指定し、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等への対応を行うものとする。	第5節 避難所等の確保 1 指定避難所 市は、災害時の避難所として、各小学校、旧小学校施設（ <u>旧藤山台東小学校施設については、平成29年7月から平成30年3月まで使用不可</u> ）及び中部大学を指定し、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等への対応を行うものとする。	旧藤山台東小学校施設の整備にかかる変更								
14	13	第7節 緊急輸送態勢の確保 1 県警察は、緊急時の応急対策に関する交通規制を円滑に行えるよう、緊急通行車両の事前届出の推進に努める。 2 （略）	第7節 緊急輸送態勢の確保 1 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、緊急通行車両の事前届出の推進に努める。 2 （略）	表記の整理								
14	19	第8節 健康被害防止に係る整備 1 原子力災害に対応する医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く <u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）</u> 等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。	第8節 健康被害防止に係る整備 1 原子力災害に対応する医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医を置く <u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u> 等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。	名称の変更								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
15	25	第10節 市民等への的確な情報伝達体制の整備 5 県は、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、ＦＭ電波を利用した文字多重放送、<u>ホームページ（インターネット）</u>、広報用電光掲示板、ＣＡＴＶ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。	第10節 市民等への的確な情報伝達体制の整備 5 県は、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用などテレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、ＦＭ電波を利用した文字多重放送、<u>Ｗｅｂサイト</u>、広報用電光掲示板、ＣＡＴＶ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。	表記の整理
33	1	第3編 災害応急対策計画 第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 5 情報の伝達系統 (略)	第3編 災害応急対策計画 第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 5 情報の伝達系統 (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
42	16	第4編 災害復旧計画 第4節 心身の健康相談の実施 市及び県は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。 なお、必要な場合には事業者に協力を求めることができる。	第4編 災害復旧計画 第4節 心身の健康相談の実施 市及び県は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。 なお、必要な場合には<u>原子力事業者等関係機関</u>に協力を求めることができる。	表記の整理